

新

(参考) 36協定における延長時間の状況① 一般労働者

延長時間の定めのある事業場の通常の延長時間は、ほぼ100%が限度基準告示における限度時間(1月45時間、1年360時間等)の範囲内に収まっている。

時間外労働に関する労使協定において1か月の延長時間の定めがある事業場の1か月の延長時間 (一般労働者)

	45時間以下										45時間超	平均 (時間:分)
	10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間未満	45時間			
計												
合計	99.2%	0.7%	1.5%	2.3%	1.6%	7.2%	0.9%	7.8%	6.5%	70.6%	0.8%	41:55
大企業	99.0%	0.1%	0.7%	0.6%	1.5%	5.1%	1.1%	8.1%	5.2%	76.7%	1.0%	43:19
中小企業	99.3%	1.2%	1.9%	3.4%	1.7%	8.5%	0.9%	7.7%	7.5%	66.5%	0.8%	40:57

時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間 (一般労働者)

360時間以下										360時間超	平均 (時間:分)
計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間未満	360時間 以下			
合計	99.1%	1.2%	3.1%	2.4%	3.6%	3.9%	8.2%	0.4%	76.2%	1.0%	338:26
大企業	99.3%	0.4%	1.8%	1.9%	2.4%	2.2%	7.4%	0.3%	82.8%	0.7%	346:13
中小企業	98.9%	1.8%	4.1%	2.7%	4.6%	5.1%	8.7%	0.5%	71.5%	1.0%	332:50

(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査(再集計)
 (注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業
 (注2)「大企業」「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

表20 特別条項付き時間外労働に関する労使協定における1箇月の特別延長時間の適用回数

(%)

	合計	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	平均(回)
【事業場規模】	100.0	0.2	0.9	2.3	3.5	2.2	90.8	-	-	-	0.0	5.8
1～30人	100.0	0.2	0.6	2.3	3.3	2.4	91.1	-	-	-	-	5.8
1～9人	100.0	0.1	1.0	2.1	1.4	2.3	93.2	-	-	-	-	5.8
10～30人	100.0	0.6	0.0	2.9	7.0	2.6	87.0	-	-	-	-	5.7
31～100人	100.0	0.3	2.7	2.4	4.4	1.0	89.2	-	-	-	-	5.7
101～300人	100.0	0.4	1.9	1.5	5.1	1.4	89.6	-	-	-	0.1	5.7
301人以上	100.0	-	0.2	1.1	4.0	2.0	92.6	-	-	-	-	5.9
【業種】												
01製造業	100.0	0.3	0.7	2.4	1.9	0.2	94.5	-	-	-	-	5.8
02鉱業	100.0	-	-	4.3	-	10.2	85.5	-	-	-	-	5.8
03建設業	100.0	-	0.1	0.5	0.0	-	99.4	-	-	-	0.1	6.0
04運輸交通業	100.0	0.2	0.0	1.4	2.2	0.9	95.3	-	-	-	-	5.9
05貨物取扱業	100.0	0.7	0.1	1.9	3.5	0.1	93.6	-	-	-	-	5.8
08商業	100.0	0.1	1.6	3.8	4.4	2.3	87.9	-	-	-	-	5.7
09金融広告業	100.0	1.6	-	4.8	9.1	5.3	79.3	-	-	-	-	5.5
10映画・演劇業	100.0	-	-	-	3.9	-	96.1	-	-	-	-	5.9
11通信業	100.0	1.9	0.1	0.1	7.1	-	90.9	-	-	-	-	5.8
12教育・研究業	100.0	-	-	-	10.2	2.4	87.4	-	-	-	-	5.8
13保健衛生業	100.0	-	-	0.4	2.9	1.0	95.8	-	-	-	-	5.9
14接客娯楽業	100.0	0.0	2.3	1.7	2.8	5.2	87.8	-	-	-	-	5.7
15清掃・と畜業	100.0	1.3	-	-	0.1	3.8	94.8	-	-	-	-	5.9
その他の事業	100.0	-	-	-	1.1	1.4	97.5	-	-	-	-	6.0
【企業規模分類】												
大企業	100.0	0.3	1.4	2.4	3.5	2.0	90.4	-	-	-	-	5.8
中小企業	100.0	0.1	0.3	2.2	3.6	2.5	91.3	-	-	-	0.0	5.8

新

平成25年11月18日
第105回労働政策審
議会労働条件分科会
配付資料を加工した
もの

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1年について（一般労働者）（平均的な者）

法定時間外労働の実績 1年の特別延長時間		事業場割合（％）															
		360時間以下								360時間超						平均 （時間： 分）	
		計	100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超 250時間以下	250時間超 300時間以下	300時間超 330時間以下	330時間超 360時間以下	360時間超 400時間以下	400時間超 500時間以下	500時間超 600時間以下	600時間超 800時間以下	800時間超 1000時間以下	1000時間超		
合計	100.0	90.0	49.2	12.9	8.4	6.6	6.8	2.8	3.2	2.2	2.4	2.9	2.2	0.4	-	150:57	
360時間超400時間以下	(1.8)	100.0	39.9	16.7	0.9	0.8	41.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161:32
400時間超500時間以下	(20.0)	97.4	56.8	20.6	6.9	3.7	2.7	1.5	5.2	1.9	0.7	0.0	0.0	0.0	-	-	103:28
500時間超600時間以下	(21.7)	90.4	54.1	9.9	7.5	8.8	7.3	0.6	2.1	2.0	3.8	3.2	0.6	-	-	-	132:47
600時間超800時間以下	(43.0)	89.0	44.9	10.3	10.3	8.3	8.5	3.1	3.7	1.7	2.9	4.7	1.2	0.5	-	-	165:56
800時間超1000時間以下	(7.4)	68.4	25.5	13.6	10.8	1.5	2.5	12.1	2.5	7.9	2.3	1.7	19.6	0.1	-	-	277:00
1000時間超	(0.3)	42.9	30.8	3.4	0.2	3.9	4.2	-	0.3	2.0	1.6	-	3.2	50.3	-	-	497:46

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

注2) 1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの5.7%）であるため、割愛した。

76

旧

平成25年11月18日
第105回労働政策審
議会労働条件分科会
配付資料を加工した
もの

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1年について（一般労働者）（平均的な者）

法定時間外労働の実績 1年の特別延長時間		事業場割合（％）																
		計	360時間以下							360時間超							平均 （時間：分）	
			100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超 250時間以下	250時間超 300時間以下	300時間超 330時間以下	330時間超 360時間以下	360時間超 400時間以下	400時間超 500時間以下	500時間超 600時間以下	600時間超 800時間以下	800時間超 1000時間以下	1000時間超			
合計	100.0	88.7	43.5	11.3	10.4	9.2	7.0	3.2	4.1	2.3	3.5	3.6	1.6	0.2	0.1	165:21		
360時間超400時間以下	(1.4)	100.0	43.7	19.5	2.8	0.8	33.2	-	-	-	-	-	-	-	-	142:41		
400時間超500時間以下	(16.9)	98.2	54.0	18.0	7.1	9.6	2.1	2.6	4.8	1.0	0.8	0.0	0.0	0.0	-	110:08		
500時間超600時間以下	(19.7)	91.2	54.3	8.5	9.7	8.8	5.4	2.2	2.4	1.4	2.8	4.0	0.4	0.0	0.2	133:00		
600時間超800時間以下	(42.9)	86.0	40.1	9.7	12.9	9.2	7.4	2.5	4.3	2.4	3.6	6.5	1.2	0.3	-	180:38		
800時間超1000時間以下	(13.8)	83.7	22.2	10.9	10.2	11.6	13.5	8.5	6.8	5.5	3.4	0.5	6.6	0.0	0.2	236:55		
1000時間超	(1.2)	35.4	11.5	4.5	9.1	6.2	1.7	2.3	0.0	3.7	56.2	0.7	0.7	3.4	-	342:51		

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

注2) 1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの4.1%）であるため、割愛した。

出典：厚生労働省「『平成25年度労働時間等総合実態調査に係る精査結果』を元に訂正した、労働政策審議会労働条件分科会資料について【新旧対照表】」（2018年5月25日）

新

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

平成25年11月18日
第105回労働政策審
議会労働条件分科会
配付資料を加工した
もの

○1年について（一般労働者）（最長の者）

法定時間外労働の実績 1年の特別延長時間		事業場割合（％）															平均 （時 間：分）
		360時間以下										360時間超					
		計	100時 間以下	100時 間超 150時 間以下	150時 間超 200時 間以下	200時 間超 250時 間以下	250時 間超 300時 間以下	300時 間超 330時 間以下	330時 間超 360時 間以下	360時 間超 400時 間以下	400時 間超 500時 間以下	500時 間超 600時 間以下	600時 間超 800時 間以下	800時 間超 1000 時間以下	1000 時間超		
合計	100.0	70.2	25.2	7.4	8.8	8.7	7.5	5.7	6.9	3.9	10.2	6.3	6.7	1.1	1.6	293:32	
360時間超400時間以下	(1.8)	75.2	2.0	9.2	12.0	16.1	23.7	6.5	5.7	0.1	11.2	12.6	0.8	-	0.1	297:48	
400時間超500時間以下	(20.0)	85.6	28.5	14.8	15.0	15.8	4.4	1.0	6.0	3.9	6.7	1.3	1.8	0.1	0.7	202:33	
500時間超600時間以下	(21.7)	69.1	30.6	2.0	4.1	7.3	6.9	7.7	10.6	4.7	13.2	8.2	4.4	0.1	0.3	279:29	
600時間超800時間以下	(43.0)	65.3	20.8	7.9	8.2	6.4	8.7	6.5	6.8	4.3	9.6	8.1	7.7	2.4	2.6	333:30	
800時間超1000時間以下	(7.4)	44.4	2.0	4.2	10.5	12.4	1.5	9.8	4.0	2.0	20.8	5.4	25.9	0.4	1.1	429:30	
1000時間超	(0.3)	34.4	-	-	4.3	-	26.3	-	3.9	0.2	0.3	9.2	1.6	5.7	48.5	888:20	

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

注2) 1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの5.7%）であるため、割愛した。

- ⇒ ○ 特別条項付三六協定で定める特別延長時間が長いほど、時間外労働の実績（平均時間）も長くなっている。
- 特別条項付三六協定で定める特別延長時間と比べれば、時間外労働の実績が、短い事業場が多くなっている。

75

旧

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

平成25年11月18日
第105回労働政策審
議会労働条件分科会
配付資料を加工した
もの

○1年について（一般労働者）（最長の者）

法定時間外労働の実績 1年の特別延長時間		事業場割合（％）																
		360時間以下									360時間超						平均 (時間: 分)	
		計	100時 間以下	100時 間超 150時 間以下	150時 間超 200時 間以下	200時 間超 250時 間以下	250時 間超 300時 間以下	300時 間超 330時 間以下	330時 間超 360時 間以下	360時 間超 400時 間以下	400時 間超 500時 間以下	500時 間超 600時 間以下	600時 間超 800時 間以下	800時 間超 1000 時間以下	1000 時間超			
合計	100.0	63.3	20.5	6.2	8.1	8.9	8.3	5.1	6.1	5.9	14.9	6.5	7.1	1.0	1.3	311:34		
360時間超400時間以下	(1.4)	81.6	11.8	5.0	9.6	12.1	28.3	5.7	9.2	2.1	8.6	6.8	0.8	-	0.1	276:51		
400時間超500時間以下	(16.9)	76.5	25.4	11.7	12.4	16.2	4.4	1.6	4.8	3.1	17.0	0.9	1.8	0.1	0.6	228:54		
500時間超600時間以下	(19.7)	70.4	25.7	6.1	5.5	9.7	10.5	6.3	6.4	4.4	12.3	7.5	3.5	0.9	1.0	279:40		
600時間超800時間以下	(42.9)	54.8	18.1	6.1	7.4	6.4	6.3	5.1	5.5	8.6	14.1	8.4	10.4	1.0	2.1	351:44		
800時間超1000時間以下	(13.8)	57.8	5.8	1.1	9.4	9.1	13.4	8.3	10.7	5.0	19.0	6.5	10.8	0.5	0.5	366:26		
1000時間超	(1.2)	16.6	4.4	1.1	0.6	-	9.9	0.2	0.4	2.6	53.1	21.1	1.5	1.2	3.9	467:31		

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

注2) 1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの4.1%）であるため、割愛した。

- ⇒ ○ 特別条項付三六協定で定める特別延長時間が長いほど、時間外労働の実績（平均時間）も長くなっている。
- 特別条項付三六協定で定める特別延長時間と比べれば、時間外労働の実績が、短い事業場が多くなっている。

新**(参考) 法定時間外労働の実績 新技術、新商品等の研究開発の業務**

- 新技術、新商品等の研究開発の業務(※)の法定時間外労働の実績(事業場における最長の者)を見ると、1か月45時間以下や1年360時間以下に収まっているのは5割程度。
 (※)「新技術、新商品等の研究開発の業務」とは、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいうものとする。こと。(平成11年1月29日 基発45号)

1か月の法定時間外労働の実績(最長の者)(新技術、新商品等の研究開発の業務)

	計	45時間以下								45時間超						平均 (時間:分)
		10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下	20時間超 25時間以下	25時間超 30時間以下	30時間超 35時間以下	35時間超 40時間以下	40時間超 45時間以下	45時間超 50時間以下	50時間超 60時間以下	60時間超 70時間以下	70時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 え	
合計	47.6	2.1	3.9	5.9	2.7	3.0	1.0	13.5	15.5	2.3	16.4	11.7	8.6	7.4	5.9	55:1
大企業	34.9	3.9	7.1	2.9	4.9	5.5	0.1	4.4	6.2	1.7	27.5	12.7	6.2	6.9	10.1	58:4
中小企業	62.6	-	-	9.6	-	-	2.2	24.3	26.6	3.0	3.3	10.6	11.6	8.0	0.9	51:0

1年の法定時間外労働の実績(最長の者)(新技術、新商品等の研究開発の業務)

	計	360時間以下							360時間超							平均 (時間:分)
		100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超 250時間以下	250時間超 300時間以下	300時間超 330時間以下	330時間超 360時間以下	360時間超 400時間以下	400時間超 500時間以下	500時間超 600時間以下	600時間超 800時間以下	800時間超 1000時間以下	1000時間超 え		
合計	51.1	1.7	2.2	3.9	12.5	15.5	9.2	6.1	5.0	24.7	16.8	1.9	0.1	0.5	379:31	
大企業	31.2	3.1	4.0	7.1	7.7	5.7	3.2	0.4	9.3	27.8	28.3	3.1	0.2	0.1	402:55	
中小企業	74.8	-	-	-	18.2	27.3	16.4	12.9	-	20.9	3.0	0.3	-	0.9	351:37	

(出典)厚生労働省・平成25年度労働時間等総合実態調査結果より個別の限度基準適用除外業務についてデータを抽出したもの。第119回労働政策審議会労働条件分科会 資料No.2-P6と同様のデータ。

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

90

旧**(参考) 法定時間外労働の実績 新技術、新商品等の研究開発の業務**

- 新技術、新商品等の研究開発の業務(※)の法定時間外労働の実績(事業場における最長の者)を見ると、1か月45時間以下や1年360時間以下に収まっているのは7割程度。
 (※)「新技術、新商品等の研究開発の業務」とは、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいうものとする。こと。(平成11年1月29日 基発45号)

1か月の法定時間外労働の実績(最長の者)(新技術、新商品等の研究開発の業務)

	計	45時間以下								45時間超						平均 (時間:分)
		10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下	20時間超 25時間以下	25時間超 30時間以下	30時間超 35時間以下	35時間超 40時間以下	40時間超 45時間以下	45時間超 50時間以下	50時間超 60時間以下	60時間超 70時間以下	70時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 え	
合計	73.3	7.0	2.8	4.3	32.6	5.4	8.2	5.2	7.9	2.2	5.5	4.9	6.6	4.6	3.0	39:0
大企業	83.8	10.0	5.1	2.6	12.8	8.1	14.8	5.2	5.3	2.5	8.9	3.5	7.8	8.6	4.8	44:2
中小企業	79.8	4.9	1.2	5.4	46.2	3.6	3.6	5.1	9.6	2.0	3.1	5.8	5.7	1.8	1.7	35:2

1年の法定時間外労働の実績(最長の者)(新技術、新商品等の研究開発の業務)

	計	360時間以下							360時間超							平均 (時間:分)
		100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超 250時間以下	250時間超 300時間以下	300時間超 330時間以下	330時間超 360時間以下	360時間超 400時間以下	400時間超 500時間以下	500時間超 600時間以下	600時間超 800時間以下	800時間超 1000時間以下	1000時間超 え		
合計	68.9	6.6	5.0	16.4	10.9	20.0	3.7	6.2	5.0	6.2	9.7	5.7	4.2	0.3	332:46	
大企業	57.9	10.0	2.9	3.9	19.3	10.2	4.1	7.4	7.7	5.9	12.1	11.4	4.8	0.3	371:00	
中小企業	76.4	4.3	6.5	25.0	5.3	26.6	3.4	5.4	3.1	6.5	8.0	1.8	3.8	0.4	308:37	

(出典)厚生労働省・平成25年度労働時間等総合実態調査結果より個別の限度基準適用除外業務についてデータを抽出したもの。第119回労働政策審議会労働条件分科会 資料No.2-P6と同様のデータ。

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

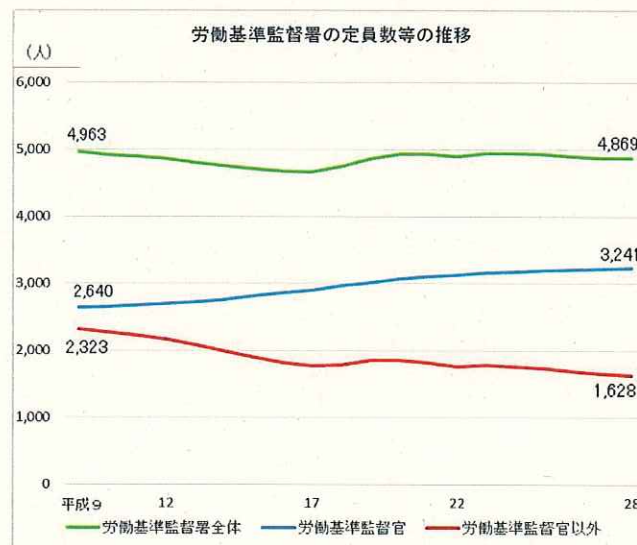
(3) 労働基準監督官の定員数、定期監督実施事業場数等の推移

- 労働基準監督官の定員数は、厳しい定員合理化の中、一定の増加（平成28年度の定員数は3,241人、平成9年度比で約23%増）。
- 他方で、労災補償業務を担当する事務官、労働安全衛生業務を担当する技官の減少に伴い、労働基準監督署全体の定員数は、近年、減少傾向にある。
- 総事業場数に対する定期監督を実施した事業場数の割合は、近年は、3%程度にとどまっている。
- そのうち、違反事業場数の割合は約7割と、高い割合で推移。

平成	労働基準監督官 の定員数	労働基準監督署 の定員数	総事業場数	うち定期監督等 実施事業場数	割合	うち違反 事業場数	割合	監督官1人当たりの 監督対象事業場数
9	2,640	4,963	4,557,626	145,041	3.2%	80,834	55.7%	1,726
10	2,652	4,926	4,557,626	153,563	3.4%	83,917	54.6%	1,719
11	2,680	4,902	4,557,626	146,160	3.2%	87,285	59.7%	1,701
12	2,700	4,864	4,557,626	147,773	3.2%	86,916	58.8%	1,688
13	2,720	4,802	4,557,626	134,623	3.0%	85,334	63.4%	1,676
14	2,763	4,753	4,557,626	131,878	2.9%	82,744	62.7%	1,650
15	2,812	4,714	4,428,238	121,031	2.7%	79,394	65.6%	1,575
16	2,859	4,680	4,428,238	122,793	2.8%	82,430	67.1%	1,549
17	2,893	4,664	4,428,238	122,734	2.8%	81,395	66.3%	1,531
18	2,969	4,751	4,428,238	118,872	2.7%	80,116	67.4%	1,491
19	3,011	4,867	4,087,519	126,499	3.1%	85,894	67.9%	1,358
20	3,076	4,933	4,087,519	115,993	2.8%	79,492	68.5%	1,329
21	3,104	4,927	4,087,519	100,535	2.5%	65,365	65.0%	1,317
22	3,135	4,893	4,087,519	128,959	3.2%	86,075	66.7%	1,304
23	3,169	4,950	4,275,819	132,829	3.1%	89,586	67.4%	1,349
24	3,181	4,940	4,275,819	134,295	3.1%	91,796	68.4%	1,344
25	3,198	4,931	4,275,819	140,499	3.3%	95,550	68.0%	1,337
26	3,207	4,894	4,275,819	129,881	3.0%	90,151	69.4%	1,333
27	3,219	4,870	4,275,819	133,116	3.1%	92,034	69.1%	1,328
28	3,241	4,869	4,120,804	134,617	3.3%	89,972	66.8%	1,271

※平成28年の定期監督実施等件数等については速報値である。

※事業場数は平成26年経済センサスより。労働基準監督官の定員数は署長・副署長を含む数。



(第2回タスクフォース 厚生労働省資料をもとに作成)